

各都府県方面遊協（連）

理 事 長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会

理 事 長 阿 部 恭 久

「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会（5 月 20 日）決議内容」の 一部改定について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我々ホール業界は、旧規則機の取扱いに関する「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会（5 月 20 日）決議内容」に基づき、本年 11 月 30 日までに旧規則機の撤去を完遂するため、各種取組を行ってきたところでありますが、昨今のコロナ第 4 波といわれる変異株による感染拡大に伴い、先月 23 日には 3 回目となる緊急事態宣言が 1 都 3 府県に発令され、本日中には期間の延長及び対象地域の拡大が予定されており、今後一層、厳しい営業を強いられることが危惧されます。

こうした状況の中、全日遊連をはじめ業界 6 団体では、行政当局に対し、21 世紀会決議の一部改定について、ご相談申し上げたところ、行政当局のご理解を賜り、5 月 7 日開催のパチンコ・パチスロ産業 21 世紀会において協議の結果、別添及び別紙 1～3 のとおり 21 世紀会決議を一部改定することが承認されました。

前述のとおり、コロナ禍で疲弊している遊技業界の現状を行政当局にご理解いただいた結果であり、その点に十分留意したうえで、一部改定された 21 世紀会決議の遵守に向け、引き続き、全力で取り組んでくださいますよう改めてお願い申し上げます。

なお、一部改定された 21 世紀会決議に基づく別紙 3「新規則機「設置比率」の進捗計画」が今後の撤去基準となりますので、**「新目標 新規則機設置比率（PC/PS 合算）」に示された設置比率が形骸化することなく確実に実施され**、計画的撤去が完遂されるよう重ねてお願い申し上げます。

本件につきましては、5 月 14 日（金）開催の全国理事会において、一部改定された 21 世紀会決議の内容及び一部改定に至った経緯について報告させていただくことを申し添えます。

以上

本件に関するお問い合わせは、全日遊連 兼坂 までお願いいたします。